

## 均等割も所得割も課税されない人

---

- (1)生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2)本人が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額【※1】が125万円以下である人

## 均等割が課税されない人

---

前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である人

- ア 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合...  $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 17 \text{万円}$
- イ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合...28万円

## 所得割が課税されない人

---

前年の総所得金額等【※2】が、次の算式で求めた額以下である人

- ア 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合...  $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 32 \text{万円}$
- イ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合...35万円

【※1】合計所得金額とは、

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、譲渡損失の繰越控除前の株式等に係る分離譲渡所得等の金額、損失の繰越控除前の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

【※2】総所得金額等とは、

前記の「合計所得金額」から純損失又は雑損失の繰越控除、株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引に係る損失の繰越控除を適用したあとの金額

## 非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の見直し(令和3年度)

---

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税の基準が以下のようにかわります。

1. 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下に変更
2. 均等割の非課税限度額の合計所得金額が10万円引き上げ
3. 所得割の非課税限度額の総所得金額等が10万円引き上げ